

＜平成 30 年度消費者行政事業概要＞

H30 当初予算額 259,153 千円(うち一財 72,789 千円)
H29 当初予算額 164,306 千円(うち一財 61,395 千円)

I 県民の安全・安心な消費生活の確保

1 商品・サービスの安全・安心の確保

(単位:千円)

施 策	事 業 内 容	当初予算額
(1) 食品の安全・安心の確保		
不適切な表示に対する事業者指導	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法、健康増進法等）が情報の共有、連携を図りながら、業界団体を含めた食品関連事業者への適正表示の周知と監視指導を行う。	—
(2) 消費者事故情報等の収集及び提供		
消費生活庁内連絡員の配置	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集する。	—
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)などからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、県公式ホームページなど各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図る。	—
消費生活用品の立入検査・指導	消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—
製品テストの実施	県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、必要に応じて国民生活センター等の専門機関を通じ必要に応じて製品テストを実施する。	—

2 物価の安定と情報提供

施 策	事 業 内 容	当初予算額
生活関連物資等の監視、調査及び公表	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表する。	—
関係団体との情報交換と県民への情報提供	必要に応じて事業者団体と情報交換、情報収集を行ない、県民に対し生活関連物資等の価格の動向等に関する情報を提供する。	—

3 地域の活性化・持続可能な社会の実現

施 策	事 業 内 容	当初予算額
長野県立大学、事業者団体・生協等との連携	長野県立大学学生と連携して長野県版エシカル消費に取り組む事業者マップを作成・更新する。 また、事業者団体や生協等と連携して、長野県版エシカル消費の啓発を進めるとともに、その供給体制の整備について要請する。	—

II 商品・サービスの適切な選択機会の確保と事業者への指導

【5,237千円（国庫支出金：2,546 雑入：12 一財：2,679）】

1 適正な商取引の確保

※下段の（ ）は国庫支出金及び基金繰入金額

施策	事業内容	当初予算額
(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分		
徹底した事業者指導と行政処分	PIO-NETを活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行う。	211
注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組む。	—
事業者指導・処分のための専門職員の配置	専門職員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行う。	5,026 (2,546)
(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導		
不適切な表示に対する事業者指導（再掲）	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法、健康増進法等）が情報の共有、連携を図りながら、業界団体を含めた食品関連事業者への適正表示の周知と監視指導を行う。	—
家電製品の販売に係る適正表示調査	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行う。	—
家庭用品の立入検査・指導	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—
(3) 割賦販売における事業者指導		
事業者からの報告徴収・立入検査の実施	冠婚葬祭互助会や友の会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施する。 また、いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施する。	—
(4) 貸金業における事業者指導		
ヤミ金融業者対策の徹底	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底する。	—

III あらゆる人への消費者教育・啓発等の充実と人材育成

【48,265千円（国庫支出金：39,327 雑入：1,500 一財：7,438）】

1 消費者教育・啓発の推進

施策	事業内容	当初予算額
(1) 消費者教育・啓発の推進		
消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討する。	—
消費者団体等との協働	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討する。	—
消費生活相談窓口の周知	消費者ホットライン「188」や、県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—

施 策	事 業 内 容	当初予算額
消費生活情報の発信・啓発	県公式ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、消費者被害情報及び対策について、県民一人ひとりに対し、確実に、正確に、迅速に情報を提供します。また、出前講座や各種講座を開催し、啓発に取り組む。	9,426 (7,722)
若年者に対する消費者被害情報の発信	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信する。 特に、成年年齢引下げの影響を受ける18・19歳の若年者及びインターネットを利用し始める児童生徒に対する啓発・情報発信に取り組む。	12,099 (11,771)
高齢者に対する消費者被害情報の発信	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の被害防止のため、消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配布や各種媒体を活用した情報発信を行う。	4,780 (4,509)
外国人・障がい者等への啓発	外国人や障がい者等の方に対し、どのような方法が適切か、当事者・関係者や関係部局を交えて検討する。	—
消費者大学事業による啓発	一般県民、消費者教育の中核的人材及び国家資格取得希望者を対象とした、各段階に応じた学びの場を提供するため、消費者大学事業を実施し、消費者問題や長野県版エシカル消費等について啓発を推進する。	11,096 (9,159)
長野県版エシカル消費に係る啓発	長野県版エシカル消費に関する講座を開設し、丁寧に、具体的に啓発することにより、エシカル消費の考え方の普及を図るとともに、関係部局においても、長野県版エシカル消費をキーワードとして施策の推進・啓発に取り組む。 また、事業者に対しても、消費者の志向を把握し、人・健康・地域・社会・環境に配慮した生産活動に関する啓発に取り組む。	4,135 (2,067)
(2) 学校等における消費者教育の実施		
ア 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校		
学校における外部人材の活用	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進する。また、希望する学校に対し専門講師を派遣し、消費者教育の必要性や授業の進め方などの研修、模擬授業の実施などを行う。	861 (411)
イ 大学、専修学校等		
消費者教育推進の要請	大学の学生等を対象とした出前講座を実施する。 また、大学等の設置者に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求める。	—
大学等における消費者教育の推進	大学等における消費者教育の推進のため、出前講座等の開催について広報するとともに、学生の参加を促進する。	—
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進		
出前講座等の開催	地域における消費者教育推進のため、公民館活動等とも連携しながら、出前講座等を積極的に開催する。特に、子育て世代に向けた出前講座の開催に努める。	136

施 策	事 業 内 容	当初予算額
地域における消費者教育の環境整備	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取組強化の要請を行う。 また、インターネットを活用し、講座内容等のデータを提供する。	803
学校、地域、消費者団体と協働した消費者教育の取組	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討する。	—
消費者団体等の活動支援	地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座及び啓発活動などを支援し、連携して地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)
職域における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、出前講座及び消費生活に関する講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進する。	—

2 消費者教育・啓発に係る体制、人材育成

施 策	事 業 内 容	当初予算額
消費者教育の拠点整備	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。 また、市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するための場として、公民館の場の活用を検討する。	—
高齢者等見守りネットワークを通じた啓発	自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者等見守りネットワーク構築を支援し、高齢者等の被害防止活動を進める。	—
消費生活サポーターの育成及び活用	地域や職域において情報提供を行い、消費者教育・啓発を担う消費生活サポーターの登録を消費者大学事業の実施により進める。また、市町村とともに消費生活サポーターの育成・活用を検討する。	794
消費者大学事業による人材育成（再掲）	一般県民や消費生活サポーターを対象に、消費者大学事業を実施し、地域・職域において消費者教育・啓発講座の講師ができる中核的人材の育成や、消費生活相談員等の国家資格取得を支援する。	7,223 (7,223)

3 特殊詐欺被害防止対策の推進

施 策	事 業 内 容	当初予算額
消費者被害防止対策推進会議の開催	関係機関・団体と連携・協働し、特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、啓発活動の推進等について協議を行う。	51
働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの実施	講座参加者に対し特殊詐欺の現状や手口の説明後、参加者の携帯電話を利用して自分の親等に電話をかける訓練型の講座を実施するほか、特殊詐欺被害防止活動に協力いただける企業・団体を「特殊詐欺撲滅協力隊」として認証する。	810 (810)
関係機関・団体と連携した啓発	特殊詐欺の手口の変化に応じて迅速に対応するため、その態様に関連した金融機関やコンビニエンスストア等と連携して啓発を行う。	—

施 策	事 業 内 容	当初予算額
若年者等に対する特殊詐欺に関する啓発の実施	若年者や教員、保護者等を対象とした、特殊詐欺に関する研修会に専門講師を派遣し、若年者の特殊詐欺被害防止及び加担防止を図る。	1,558 (1,378)

4 多重債務者対策の推進

施 策	事 業 内 容	当初予算額
多重債務者対策協議会の運営	関係機関・団体と連携、協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行う。	—
多重債務無料相談会の開催	多重債務問題改善プログラムに沿った多重債務相談を行うとともに、多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催する。	—
金融経済教育の強化	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融金銭教育を積極的に推進する。	216

IV 県民の意見が反映された消費者行政の推進

【1,964千円（国庫支出金：1,500 一財：464）】

1 透明性の確保

施 策	事 業 内 容	当初予算額
(1) 消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会の運営		
消費生活審議会等の運営	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会等を設置・運営する。 また、施策全般の執行状況について、消費生活審議会等に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図る。	464
(2) 消費者施策等の公表		
施策等の公表	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況等をホームページ等で公表する。	—

2 県民意見の施策への反映及び消費者団体等との協働

施 策	事 業 内 容	当初予算額
県民意見の受付窓口	「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図る。	—
消費者団体等と協働した取組	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、消費生活に関する講座や市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組む。	—
消費者団体等の活動支援（再掲）	地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座及び啓発活動などを支援し、連携して地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)
適格消費者団体の設立支援	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体の設立を支援することにより、消費者問題への対応力向上を図る。	1,500 (1,500)

V 県民の相談体制の充実・強化

【203,687千円(国庫支出金:61,815 基金繰入金:1,358 雑入:306 県債:78,000 一財:62,208)】

1 県消費生活センターの機能強化

施策	事業内容	当初予算額
消費生活相談員による相談・あっせんの実施	県消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行う。	140,538 (1,358)
相談員の相談技術の向上(再掲)	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加する。	1,335 (1,335)
消費者問題法律アドバイザーの選任	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の消費者問題法律アドバイザーを選任する。	960
消費者被害救済委員会の設置・運営	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。	78
弁護士会との協働	弁護士会との協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図る。	—
消費生活相談窓口の周知及び情報発信機能の強化	県・市町村の相談窓口の役割及び消費者ホットライン「188」の周知を行うほか、事故情報や被害情報だけでなく、消費生活に関する幅広い情報を多様なメディアを利用して併せて発信します。	—
外国人・障がい者等からの相談対応	外国人・障がい者等から相談があった際に円滑に対応するため、窓口体制整備を進める。	—
自殺対策の推進	相談者の自殺防止のため、消費生活センターに啓発資料を配置するほか、消費生活相談員に対し、ゲートキーパー研修を受講するよう勧奨する。	—

2 市町村相談体制の充実・強化

施策	事業内容	当初予算額
(1) 市町村相談体制の整備		
市町村消費生活センター設置促進	市町村における消費生活センターの設置を促進するため、広域連携により設置された消費生活センターの課題等について分析し、市町村への情報提供等により、単独設置が困難な町村の広域連携による設置を支援する。	—
市町村相談窓口機能強化への支援	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などを支援する。	56,599 (56,599)
(2) 市町村相談窓口への技術的支援		
相談員等の技術的支援	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催する。 県に市町村消費者行政推進支援員を配置し、相談業務に対する助言を行う。	5,512 (5,216)
相談員の確保対策(再掲)	相談員を確保するため、国家資格の取得支援講座の実施や人材バンクを運営する。	2,906 (2,906)